

第1章 八王子のより良い環境づくりのために

環境の世紀と呼ばれる21世紀の初頭2001年(平成13年)を「環境元年」と位置づけ、環境保全に取り組む基本となる考え方を「環境基本条例」として制定しました。平成16年3月には、市民・事業者の皆さんとの協働作業により「環境基本計画」を策定しました。



八王子市環境基本計画改訂版

1. 環境基本条例の特徴

環境基本条例とは、良好な環境を確保し、次世代に引き継いでいくための基本となる考え方や市民・事業者と市の役割、それぞれの取り組みの基本的な事項を定めるための条例です。

(1) 市の役割

- ア. 市の全ての事業を環境保全等の視点から捉え直す
- イ. 市民・事業者と協働して総合的な計画を考え、実施する
- ウ. 市民・事業者自らが取り組む身近な環境の保全等の活動に対し、支援する

(2) 市民・事業者にしていただきたいこと

- ア. 日常生活や事業活動そのものが環境に影響を与えていることを理解する
- イ. 良好な環境とは何かを考える
- ウ. 身近な環境について調べてみる
- エ. 良好な環境の確保に向けてできることから行動してみる

現代の環境問題を解決するためには、市民・事業者と市が一緒になって環境を保全し、回復し創造するために取り組まなければならない、そのための仕組みを明らかにすることが重要です。

2. 環境基本計画の特徴

環境基本計画とは、総合的かつ計画的に市の環境施策と市民・事業者の自発的な環境保全活動を推進することにより、本市の望ましい環境像の実現をめざすための計画です。

なお、計画策定から5年が経過した21年度には、これまでの施策や事業の進捗状況などを踏まえ、計画全体の中間見直しを行いました。

(1) 基本理念

基本理念

一人ひとりが環境について考え、その保全、回復及び創造に積極的に取り組み、環境負荷の少ない、人と自然とが共生できる社会をつくる

(2) 望ましい環境像

八王子がめざす理想の環境をイメージ

望ましい環境像

未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち

(3) 環境問題に対する確かな対応～5つの重点取り組み～



重点取り組みの4つの選定ポイント

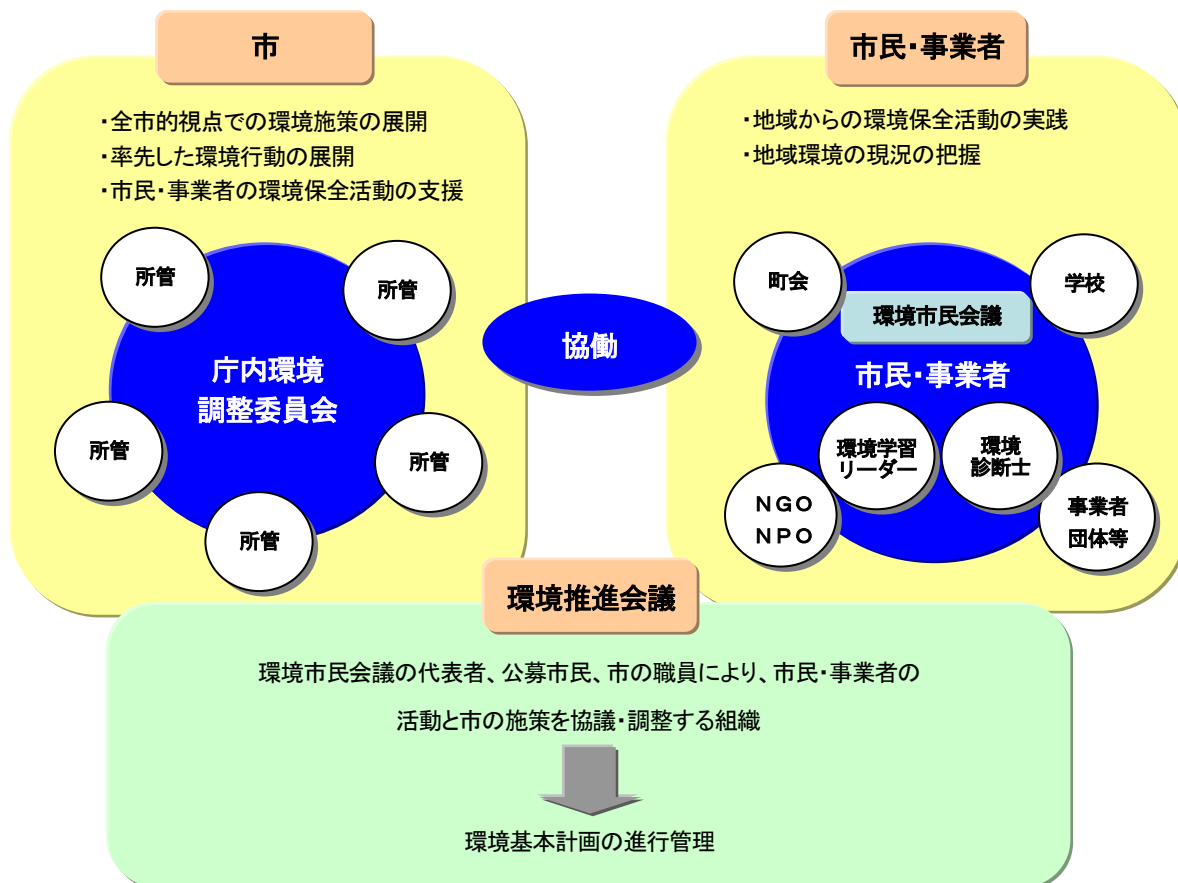
- ポイント1 早急に着手しないと手遅れになるもの(問題が顕在化し至急対策が必要なもの)
- ポイント2 ひとつの取り組みが複数の分野の環境改善に効果があると思われるもの
- ポイント3 すぐには効果が現れないが、さまざまな取り組みの基盤となるようなもので、今着手しておく必要があるもの
- ポイント4 市民・事業者が共通して取り組むべき重要課題であるもの

(4) 計画の役割

- ・ 環境の保全・回復・創造に関する目標を明らかにする
- ・ 環境の保全・回復・創造に関する市民・事業者、市の取り組みの方向性を明らかにする
- ・ 計画の推進体制と進行管理について明らかにする

(5) 計画の推進体制

市から市民・事業者へ：人材の育成や情報の提供、活動拠点の設置などで支援
 市民・事業者から市へ：人材や情報の提供、技術協力や環境行政への参画などで協力



3. 環境保全推進地区と環境市民会議（49ページ参照）

市民・事業者が生活または事業活動を行う身近な地域での環境の保全等をするため、自ら活動できるよう市域を6つに区分し「環境保全推進地区」を設定し、その地区毎に自発的な環境保全活動を展開しているのが「環境市民会議」です。

会員は、その地区の環境が良くなるよう地域にあるさまざまな団体と連携し、保全活動に努めています。

また、その地区の良好な環境の確保のため、目標を定めて環境基本計画・地域行動編に掲げ、主体的に活動するとともに、その活動の結果を評価し、必要に応じて計画を見直したりしています。



自然体験講座で巨樹、銘木めぐり

4. 環境元年からの環境行政の歩み

2001年（平成13年）を本市の「環境元年」と位置づけ、市民・事業者・市が協働で行ってきた主な取り組みを年表にまとめました。

年 月	取り組み	関連頁
13年 12月	環境基本条例を公布・施行	P 4
14年 4月	環境審議会を発足	—
7月	環境市民会議を設立	P49
15年 3月	身近な環境「ちえっくどう」を初版発行	P42
	環境学習リーダー及び環境診断士の第1期生を認定	P43
16年 3月	環境基本計画を策定	P 4
10月	ごみの有料化、戸別・資源物回収の拡充	P19
17年 1月	環境学習室「エコひろば」を開設	P42
3月	エコアクションプランを策定	—
7月	市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例を施行	P14
11月	みどりの市民債を発行	—
12月	雨水浸透施設設置補助金制度を開始	P11
18年 12月	環境自治体スタンダード「LAS-E」を導入	P66
19年 1月	路上喫煙の防止に関する条例を施行	P39
3月	ごみ処理基本計画を策定	—
10月	粗大ごみ受付センターを開設	—
	粗大ごみのポイントシール制度を導入	—
20年 7月	温暖化防止「チャレンジ9000」を実施	—
22年 3月	環境に関する4計画を改訂または新規策定	P 4
10月	プラスチック製容器包装の資源化拡大、資源物の戸別回収を実施	P19
23年 3月	温暖化防止センターの設立	P25